

SMBC NEWS



2017年4月28日

外管局、貨物貿易の対外支払エビデンスの審査強化、 銀行による通関申告情報検査を追加

国家外貨管理局（以下「外管局」）は、2017年4月4日付で「銀行実施の貿易エビデンス審査関連業務の利便化に関する通知」（匯発[2017]9号、以下「本通知」）を公布しました。

本通知は、貨物貿易代金を対外送金する際の銀行によるエビデンス審査の強化を規定したもので、従来のエビデンスに追加して、通関申告電子情報を検査することが義務付けられました。本通知は、2017年5月1日より施行されます。

※なお、本通知に基づく弊行の手続き変更につきましては、別途ご案内を郵送しております。ご不明な点があれば、貴社の幣行担当者までお問い合わせください。

<本通知の概要>

（1）銀行への「通関申告情報検査」モジュールの開放

外管局は、2017年5月1日より貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）（以下「システム」）の「通関申告情報検査」モジュールを銀行に開放。これにより銀行による通関申告情報検査が可能。

（2）通関申告情報検査の対象業務

銀行は、1件あたり10万米ドル相当超の貨物貿易代金を支払う場合、原則、輸入通関申告情報検査を実施する必要があります。また、企業は銀行に真実の通関申告情報を提供しなければなりません。

対象業務	外管局的な要求
1件あたり10万米ドル相当超の貨物貿易対外支払（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、現行の規定に基づく関連取引エビデンスの審査を基礎として（※2）、原則、システムの「通関申告情報検査」モジュールを通じて、相応する輸入通関申告の電子情報について検査手続を行わなければならない 銀行が企業の対外支払業務の真実・合法性を確認することができる場合、検査手続を行わなくてもよい
1件あたり10万米ドル相当以下の貨物貿易対外支払（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の原則に基づき、システムを通じて相応する輸入通関申告の電子情報について検査手続を行うか否かを自主的に決定することができる

（※1）オフショア転売に係る売買業務（三国間貿易）は対象外。

（※2）現行の規定に基づく関連取引エビデンスとは、通関申告書・契約書・インボイスのいずれか1つ（外管局による企業分類がA類の場合）。

SMBC NEWS



(3) 銀行による輸入通関申告電子情報の検査方法

銀行は、以下の輸入通関状況に応じて、システム上で輸入通関申告情報検査を実施する必要があります。

輸入通関状況	銀行の検査方法
輸入通関申告手続が完了済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物貿易の対外支払業務の取扱日より5営業日以内に、当該貨物貿易の対外支払金額に基づき、システム上で検査手続を行う
輸入通関申告手続が未完了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の通関申告手続の完了日（輸入日）より40日以内に相応する通関申告情報を提供するように要求する ・ 当該貨物貿易の対外支払金額に基づき、システム上で検査手続を追加で行う
輸入通関申告手続は完了済だが合理的な原因により通関申告情報の即時提供が不可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の通関申告手続の完了日（輸入日）より40日以内にシステム上で検査手続を追加で行う ・ 企業が事実通りに通関申告情報を提供できない場合、当該支払業務についてシステム上で記録する
積荷の過不足等の合理的な原因により貨物貿易の実際の対外支払金額が通関申告金額を上回る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム上で検査手続を行う際に、原因を明記する

(4) 銀行によるシステム上での注記

以下の状況のいずれかに該当する企業について、銀行は1件毎にシステム上で企業に注記を加え、当該情報はシステムを通じて全国の銀行に公開されます。注記情報の開示期間は24ヶ月です。

- 規定の期限内に通関申告情報を提供しておらず、且つ合理的な説明がない場合
- 通関申告情報の重複使用が疑われ、且つ合理的な説明がない場合
- 虚偽の通関申告情報の使用が疑われる場合
- その他の注記が必要な場合

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試驗区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599